

第五十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 九 号

昭和四十三年三月十五日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 大石 八治君

理事 堀川正十郎君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

青木 正久君

木野 晴夫君

中尾 榮一君

野呂 恭一君

山ロシヅエ君

河上 民雄君

山本弥之助君

小濱 新次君

出席政府委員

大蔵省主計局次

長 相沢 英之君

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省税務局長 松島 五郎君

委員外の出席者

専門員 越村安太郎君

三月十五日

委員林百郎君辞任につき、その補欠として谷口善太郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

○吉川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大石八治君。

○大石(八)委員 今度の地方税法の改正で、住民税減税というのをやる予定になっているわけがあります。住民税減税ということはいくぶん長く言われてきたことで、多少はちびちびとやってきたわけですが、今度かなり、ある意味では本格的な減税というところに入り、最低限を十万円上げようということになり、都道府県及び市町村で合計七百億程度の減税という措置をとることになるわけですが、従来はその減税をする場合にいわゆる財源補てんという問題を、特別の措置をとりながら補てんをする形をとってきたわけがあります。今度の場合は、住民税減税しながらそういう特別の措置はとらないでいいかという形でございます。この点は、ある意味ではいわゆる地方団体の自主的なたてまえというところに見えるわけでございます。しかし一面から見れば、従来減税をしながら財源補てんをするというのは、地方団体の財政をそのことによって特に傷つけないという考え方があってやられた措置だろうと思えます。今度はその考え方を、具体的にそれに特別の措置をしないで現在踏み切っておられると思うのであります。こういうふうな考え方になりました経緯、また今後の問題もあるとは思いますが、その点についての自治省の考え方を聞きたいと思うわけでありまして。

○松島政府委員 御指摘のとおり、今回の住民税減税はかなり大幅なものでございまして、求めないで実施することにはいたしてあります。当初この問題を考えるにあたりましては、地方財政に及ぼす影響の大きいことも考えまして、私どもといたしましては何かの補てん措置を講ずる必要があるのではないかというところをいろいろ検討

討もし、関係の方面とも折衝をしましてまいりました。でございます。しかし国の財政は御承知のような状況でございますし、一方住民税減税はどうしても実施しなければならぬ情勢とも考えます。幸いにして地方税収入におきましては相当額の増収もございまして、そういう事情をこれに考えまして、この際は減税補てんというものをなしで住民税の減税を実施しようということに踏み切ったわけでございます。

今後こういうような問題についてどうするかというお尋ねでございますけれども、やはりこういう問題は、そのときそのときの国、地方を通ずる財政事情を考慮しながらやっていかなければならぬので、今回のような措置が今後ともそのまま続けられるというふうには必ずしも考えておりません。

○大石(八)委員 そうすると、今度の場合も大蔵当局との間には、やはり減税補てんの何らかの措置をすることがいいたくないかという折衝はされたわけでございますか。

○松島政府委員 地方財政全体の問題の一環として、そういうことも考慮して折衝いたしてまいりました。

○大石(八)委員 その場合に、結局ことしの場合の国の財政の硬直化という問題と、またまた四十三年度に限って地方税の伸びがかなり見込まれる、そういう点で、ことし限りの考え方というふうに考えていいわけでありまして。

○松島政府委員 地方財政の問題につきまして、税の減税、増税等も含めまして、やはりそのときそのときの国、地方を通ずる財政事情を全体として判断しながら対処していかねばならぬなと思うのでございます。今回は、先ほど申し上げましたような事情で、地方財政の範囲内において減税をするということをいたしましたわけござ

います。今後の問題につきましては、一般的には地方財政には大きな減税を目前でやっていくという余裕はないものと私も考えておりますので、今回のことを必ずしも前例とするというような考え方はとっておりません。

○大石(八)委員 これはこの間の大蔵の所信表明に対して質問があったことと関連があるわけですが、交付税を国に貸せるといふ形に見える問題、それから今度の減税補てんについては特別な措置をしないという姿が、何となく地方財政というものは非常によくなっているという印象を与えがらだと思っております。地方財政自体というものは、今日の累積の赤字なり公債の発行額なり考えれば、すでに前々から非常に硬直化に入っているわけでありまして、国の財政の構成と比べてみて非常に悪いわけでありまして、その一、二年の弾力性という問題で地方財政全体がよいのだという印象を受けることは、またそういうことが認識づけられることは非常に問題だと思っております。ただ国にたよるだけということを私は言うつもりではありませぬけれども、PRといいますが、認識をさせることが大事だと思っておりますが、その点についてはお考えはどうですか。

○松島政府委員 御指摘のとおりでございますので、今後とも御趣旨に沿って努力をしてみたいと思っております。

○大石(八)委員 それから住民税自体のことについてお伺いしたいと思うのですが、ことし十万円程度の引き上げを五十三万何千円というものが課税最低限になるわけでありまして、同時に、実は国税のほうで昭和四十五年までに百万円を所得税の課税最低限にしたいということがかなり政府の目的になっておると思うのです。このことはすでに政府の公約だと思っておりますので、今後の経過の

中で、これをそう簡単に私はくずせないというふう  
に思うわけでありませう。特別な事態というものが  
起きてくればその点はわかりませんが、経過的  
に考えれば、ことしの財政硬直化の中でも、その  
一年度というものを踏み切っているわけでありま  
す。したがって、この住民税の問題というのは、  
所得税との比較において実質的に負担がたいへ  
んだという二つの点で住民税減税がいわれてきた  
わけでありませう。今日そういう世論にささえられ  
て、地方団体の財政が必ずしも楽でないのにこの  
点を踏み切ったわけでありませうが、逆に、この一  
つが出てくると今度は所得税のほうに次々に進め  
られる段階において、たとえば四十四年度におい  
ては特に熾烈な減税ということの要求が出てこな  
くても、もうその翌年あたりになれば所得税との  
比較において住民税減税という声は当然出てくる  
と思うのです。もちろん住民税と所得税の性格と  
いうものは違うということは十分私も承知してい  
ります。必ずしも性格の同じものではないとい  
うことはわかりますけれども、しかし同時にい  
ゆる住民税減税の問題は出てくるというふう  
に考えられる。税調その他等についてもまだこの問  
題には触れておりませうけれども、しかし自治省  
当局とすれば当然そういう問題について、まあ寛  
悟といえますが、方向づけを自分たちも考えてい  
かなければならぬことだと思ひますが、これらの  
住民税減税を将来においてどう考えるかという点  
について、少し考え方を明らかにしておいてい  
たきたいと思ひます。

○松島政府委員 所得税と住民税と性格が違うとい  
うお話がございましたが、私もそのように  
考えております。したがって、所得税の課税  
最低限が引き上げられたから、いわばそれに比例  
的な形で住民税の課税最低限を引き上げていかな  
ければならぬものであるというふうには必ずしも  
お考えにならないけれども、しかしまた御指摘にもご  
ざいましたように、国民負担の面から申しますと、  
やはり所得税について減税があるのになぜ住民税

は減税しないのかという声は強いわけございま  
す。したがって、お話しにありますが、今後  
の所得税の減税、課税最低限の引き上げというも  
のと関連して、住民税の課税最低限をどうしてい  
くかという問題は将来にもわたって残る問題でござ  
います。私もはい、所得税のように、この  
段階で何年度にどの程度を目標にするというこ  
とを掲げますことは、地方財政が御承知のとおりき  
わめて流動的な状態にございませうので、明確にい  
たすことはいまの段階ではできませんけれども、  
しかし気持ちとしては、やはり所得税の  
課税最低限を引き上げていかなければならぬとい  
う、それと同じような社会的要請というものを  
背景にして住民税も考えていかなければならぬ  
ものであるというふうな思ひをございませう。  
そういう点から、今後ともこの問題については  
できるだけ地方財政の事情も考えながら軽減、合  
理化を進めてまいりたい、かように考えておる次  
第でございませう。

○大石(八)委員 その場合のことになるわけであ  
りますが、実はきのう門司委員からいろいろ意見  
が出されておるわけでありませうが、実は国と地方  
団体、また地方団体同士の府県と市町村との間の  
財源の再配分という問題があるわけでありませう。  
これは逆に、この事務配分というものが明確にさ  
れなければ本格的な財源配分はできないという議  
論もありませう。また税調なりあるいは行政調査会  
なりいろいろところで、そういう事務配分なり  
財源調整の問題というのは前からいふ言われ  
ているわけですが、実際のところはそれはその  
とおりの形では進んでいない。私もまた、いま直  
ちにこの問題が、幾らそのことを言ったからとい  
ってばちつと割り切れるようにはならないと思  
ひます。しかし、ならないからといって全体的  
に何も手をつけないという問題は、事態の動きと  
いうものに対して全く手を打たないということに  
なるわけで、これはそういう本格的な再配分とい  
うことを考えなくても、できるものからいく。し  
かも全体的には地方団体、市町村等の財政の問題

が非常に窮屈になつてきているという点は、あな  
たのほうで出してくる資料によつて明らかであり  
ますから、そういうことも考えて具体的に検討  
し、進めざるべきであると思ひますのでありませう。

具体的にどこをどうするかということについては、  
は、それぞれ専門的にぜひお考えになつていただ  
かなければならぬが、少なくともできるところか  
ら手をつけていくというふうにお考え願ひなけれ  
ばならぬというふうな思ひをいたします。私  
は、例としていかにどうかは別としまして、た  
とえば住民税について考える場合にも、一体住民  
税という性格の全く同じ税金、それが府県にもあ  
り市町村にもあるということは、一体そういう税  
目、同じ性格のもの、同じ名称のものをかけてい  
るということが、長い習慣になつていけるから何  
でもないような気がいたしますけれども、しかし、  
同じ名目の税が二つの団体で同じようにかけられ  
ているということは非常にふしぎに思ひます。あ  
ります。そういう意味で、いま都道府県から住民  
税をとたんに一切なくせとは申しませうけれど  
も、そういう点について、きのうもいろいろな意  
味でお話がありましたとおり、いわゆる弾力性とい  
う問題がまだ都道府県にはある、市町村のほう  
にはない。またある意味では、そういう安定性の  
税金は市町村のものだといふ言い方もありますけ  
れども、たとえば都道府県の住民税と市町村の住  
民税との間に、あるいは三カ年計画とか何カ年計  
画で、いわゆる市町村に移譲するというような形  
も考えていく、そういう中で、また減税の問題、  
住民税減税を考えていったらどうかというふう  
にも感じます。その場合はまた国税と都道府県税と  
の間で、所得税の一部移譲というような問題もあ  
ると思ひますが、しかしそういう部分的なこと  
も、とにかく具体的に手をつけていく、税調なり  
のような全く事務再配分と税源の再配分という、  
基本的な少しあきらめかけちゃつていけるのか、そ  
の辺わかりませんが、あそこまで本格的なことを  
やるうとしてもなかなかむずかしいと思ひます。

ういう段階で少しづつ入つていっていいのじゃ  
ないかというふうには私は考えますけれども、その  
点についてお考えを伺ひたいわけでありませう。

○松島政府委員 市町村税制の問題で特に問題に  
なつておりますのは、大都市税制の問題でござ  
います。大都市にもっと税源を与えるべきだとい  
うことが強いわれておるわけございませうが、そ  
れについて段階的にでも考えるべきではないかと  
いう御指摘でございませうが、私も大都市の今  
日の財政需要の実態を検討しながら、できるだけ  
のことをしたいということ而努力をしております  
のでございませう。大都市の財政において今日一  
番多くの経費を要しておりますのは、何と申しま  
す。そういうことから、軽油引取税の指定県と指定都  
市との間の配分につきましても、できるだけ大  
都市の交通事情というものを反映した配分ができ  
ますように、配分の方法につきましてもしばしば検  
討を加えてまいりまして、かなり大都市に傾斜的  
に軽油引き取り税が交付されるような措置を講じ  
てきておるのでございませう。また、今回提案を申  
し上げております自動車取得税にいたしまして  
も、市町村、特に都市に対して道路目的財源を付  
与しようという趣旨でございまして、大都市につ  
きましては、府県が徴収いたしましたものの七割  
のほかに、七割は一般の市町村と同じように交付  
されるわけでございますけれども、さらにそのほ  
かに、残りました三割につきましても県と大都市  
との間で再配分をして、大都市に交付するよう  
な措置も講ずることにしておるのでございま  
す。このように、私もいたしたしておるのでござ  
います。考えられる問題についてはできるだけの措置を講  
じようと思ひます。これは私もよく承知いたし  
ておりますので、引き続き努力をいたしたいと思  
ひます。ただ、県民税を市町村民税に移すとい  
うような具体的な御提案がございましたけれども、  
一つの税目を全部にわたつて県の収入にするか、  
市町村の収入にするかという問題になりますと、

やはり税制全体の体系を考えてまいらなければならぬ面がございますので、これらの問題につきましては引き続き検討を加えていきたいと考えております。

○大谷(八)委員 自動車税のことはまた自動車税のことをお願い申し上げますが、それは指定都市の場合はいわゆる県道なり国道を管理している部分があるのですから、それは一般の配分と別にそこだけ上のせするということとは当然であつて、もう技術的に当然そうなるわけですが。ただ、自動車税というものを創設することは、いままでの経緯から考えて、市町村にいわゆる特定財源がないからこれをやるのであつて、そのことももちろん市町村の財源の補給になりますけれども、そういうことになしに、もう少し府県間及び国と地方との関係というもので調整を私は考えていいのじゃないかと思うのです。ですから、たとえば去年あたり住民税の減税をしてみても、市町村のほうの部分で減税しても、自動的に県民税のほうにふえていきますから、しかもいま切符が一枚だといふようなところもありまして、われわれは、減税したといわれても、一枚の切符の合計額の数字が市町村民とすれば税金なので、減税という感じも具体的にあまり出てこないのです。そういう意味で、私は前から、全く性格の同じ住民税というものを府県と市町村と両方でかけるということについては、もう検討をしていいのじゃないかと思つてゐる。それは単に市町村にやりっぱなしで、府県のほうはどうでもいいというつもりはありません。したがつて、いわゆる税源の再配分を国の中で一部分調整をするという問題もあると思うのです。しかし、同じ税金を両方で取つてゐる、地方の別の団体が取つてゐるという点は、何としても——経過はもちろんだと思ふのです。経過はあると思ふますけれども、そういうことをいつまでも一休やつていつていいのかどうかという感じが私はどうもしてゐるわけでありまして。そういう意味で、自動車取得税等だけでなしに、ひとつ税源の再配分を事務的にもう少し

考える考え方はないか、そこをもう少し積極的にやつてみていこうという考えはないかを少しお伺いしたい。私は、きのうの同僚議員の質問に對しても、何となくそれらの問題に手をつけることをおつくりがつてゐるという印象をどうしても受けます。税金に手をつけることはむづかしいことでありまして、しかし私は先ほどちょっと前提を申し上げましたとおり、住民税減税というものは今度出したからといってこれで済むものではない。連綿的に考えれば、いわゆる所得税減税と関連して、百万円ということをやつてゐるわけですから、何としてもその声を押さへていくことはできない。そういうことを考えていくと、もうそういうことに準備をしていかなければいけないのであるといふふうに私は考えますので、そこらについてももう少し自治省としての取組む意図というものを積極的に考えていただきたいと思ふのですが、重ねてその点を伺ひたいと思ひます。

○松島政府委員 市町村の税源を強化していくことの必要でありますことは申し上げるまでもないことではございますが、その場合に考えなければならぬ問題が幾つかございまして、その一つの問題として、きのうも門司先生からのお話にもございましたように、一口に市町村と申しておりますけれども、今日の市町村の実態は非常に変わつてきております。人口がどんどん集まつてきて、そのために年々追加的な財政需要が大きくなつてきてゐるところ、そういういわば発展しつつあるところと申しますか、動きつつあるところに対して、どういふ税源を与えたならば財政需要を充足することができるといふ問題が一つあると思ひます。そういうふうになりまして、かりに新しい税、あるいは現在ある地方税のうちから市町村に府県から貸して渡すといふ点から考えて、どういふ税金がそれに匹敵するかという点から考えていくべきであらうと思ひますが、そうなりますと、今日の状態から申しますと、どうしても経済の活動あるいは消費生活活動というふうなものに密着

したような税金というもののほうがそういう団体に与えるには適当であるといふふうにいえるのではないかと、こういうふうに思ひます。そういう点から申しますと、御指摘のありました住民税と、あるいは法人税よりは、むしろ酒税でありますとか、あるいは法人に対する税でありますとか、そういう議論も成り立つわけではございません。しかしながら、法人に對する税といふことになりまして、法人税があるわけでは法人事業税といふようなものがあるわけではございませんけれども、それではそれをどういふふうに大都市に与えるかといふことになりまして、法律技術的な問題としていろいろむづかしい面がございまして、ことに現在分割という制度がございまして、法人としては幾つかの支店、工場を持つておりまして、本社で計算いたしましたものを従業員数等によつて案分をするわけでありまして、その案分された分のある部分についてだけ税率が高いくと低いとかいふふうなふうに税法上できるかどうかといふような問題もございまして。そういう面で私どもいろいろ検討はいたしておりますけれども、結論をまだ得ていないという段階でございまして。

それから、いま申し上げましたように、市町村の形が非常に変わつてまいりましたので、全部の市町村を通じて財源を与えるというふうな行き方がはたしてできるのだからかといふ問題もございまして。この問題は非常にむづかしい問題でございまして、私どももいろいろ検討しておりますけれども、このように激しく市町村の形が変わつてまいりますと、全部の市町村を通じてそれぞれの市町村が十分な財源を得るような税制を考へることはなかなかむづかしいといふふうな現在の段階では考へてゐるのでもございまして。そういうことをいろいろ検討してゐる段階でございまして、まだ結論が得られませんが、まことに御答へも要領を得ない状況でございまして、事柄の緊急性と申しますか、そういうことについては私どもも十分考へてゐるところでございましてので、

引き続き検討を進めてまいりたいといふふうな考へております。

○大石(八)委員 またちょっと門司さんの感じのようになつてきたわけですが、むづかしいことを——私は何もそんなことはないと言つてもいいし、それから市町村間の流動というところも、非常に膨張してゐるところ、そうでないところとか、性格的にそれぞれバランスが別だといふことも十分わかります。一つの税目でそういうものを、びつしやり充てるような税目を考へるということも私は言つてゐるわけじゃないわけですが。少しでも地方団体に対して財源が与えられるようなことを考へなさいよ。実際にそういうことでは埋まり切れないから交付税の制度もあるわけなんです。その税目一発で一切の財政需要に應ずるような税制をすぐさがしなさいといふことを要求してゐるわけではないわけですよ。ですから、そういうことにだけとらわれていけば、そんな魔術のような税金は出てきつこないわけなんです。ですから、地方団体にももう少し財源付与をこの中でできないか、いまの税調のように、本格的に事務配分をしてそれに見合うような税金といふところで、これだつてまた財政需要といふものをやつていくときに、一発のような、そんな税金なんて私は出てくるものじゃないと思ふのです。それはそれで、またそれを待つていてもできないわけですから、何としても地方団体にももう少し税源を中央から与える方法、それから市町村と府県間でできる方法という問題を積極的にやつていただきたい。それで埋まるわけではないので、交付税の制度というところもあるわけですから、それも、私がさつぱり言つたとおり、住民税減税といふ問題は、おそろしく一回でとまるものじゃない。来年はたとえばそういうものがなくとも、片一方の所得税がどんどん出していけば、当然大きな要求として出てくるわけですから、そういうものに對して、自治省としては財源上の問題としても準備体制に入つていいと思ふ。そういう気持ちをももう少し強く持つていつてもらいたいといふふう



私どもの推計したところによりますと、国の場合では、大体国の負担します道路事業費に対して七八%強の充当率になるのではないかと。それから地方団体の場合は、府県、市町村を合わせまして、地方団体に對して大体六〇%程度の充当率になるのではないかと。それから市町村の分は、これは全くの推計でございまして、昭和四十年年度の道路統計年報によつて府県分と市町村分の事業費が、実績が出ておりますので、その実績によつて、かりに新しい計画も同じ比率で配分されるものと仮定をいたしますと、それに対する自動車取得税の収入見込み額の割合は二四%程度になるものと見込んでおります。

○大石(八)委員 その二四%というのは市町村の場合ですか。

○松島政府委員 そうでございます。

○大石(八)委員 実はお伺いしたいのは、市町村と府県との関係の問題を充当率充当率というけれども、国のほうの場合でいへばある程度のプランを持つて、そしてそれに対して大体充当率が幾ら、こうなるわけなんです。府県もある程度はそういう面も私はあると思う。しかし市町村の場合の充当率というのは、いままでつまり税源を何にも与えていない。その中で市町村が道路整備をやつてきた実績というものと、府県とあるいは国との関係を比べて、そういう税源が何にもない段階でこれをやらしてきたその実績に対して実はおそろくこの二四%ということになるわけで、だから私は道路五カ年計画というものの市町村の整備計画というものは一体どういうことなんだろうかと。従来の市町村道の整備の実績というものに対して、それが一体新五カ年計画であるかどうかにも非常に疑問を突は持っているわけですから、国のほうで事業計画を立てての七八%とかなんかと比べれば、実質的には非常にひどいものなんだろうと思ふのです。ですから私は、いわゆる市町村に道路財源を付与する問題をこれから考える場合に、一体この税源の上昇率はどのくらいかという問題

もありませんし、ある程度になれば上昇率は下がつてきて、そして買いかえ分だけになつていく、税金としてはある程度コンスタントな税金になると思うのですが、どうもこれだけが——これからの市町村道の整備計画に對しては府県に譲与される分あるいは国の分と比べると非常に比率は下がつてきて、非常に格差のあるものではないかと思ふのです。そういう意味で、今後のことになつていくわけですが、市町村道に對する税源の付与、道路の税源の付与というものを一応この一種類をもつてやつていっていいの、あるいはプロパンガスの問題とかいろいろありますけれども、もう少し将来についての気持ち、構想というところまではいかないかもしれませんが、構想があらうでしょうか。

○松島政府委員 御承知のとおり道路の整備が国道から府県道へ、府県道から市町村道へとだんだん重点が移行しつつある現状でございます。したがひまして、市町村道の整備という問題は今後ともますます緊急性を持つてくるものと考えておりますので、私どもといたしましては、今後とも市町村道の道路財源の充実を重点的に考えてまいりたいというふうに思つております。

○大石(八)委員 私はその点は、こういう感じも持つて言つていいわけですが、今度の自動車取得税の三%というやうな問題について、三%は高いとか低いとか、高い低いとは別として、いや、二%でも自治省が考へていられる財源については充足できるのだ、つまり所要財源であるのだが、何にもはつきりしないけれどもそうすれば金がでるという、それに対して、二%でも上昇率が伸びるからいいのだという、そういう一つの段階が私にはあつたように思ふのです。しかし実際はわれわれの考へることは、整備をする目標に對してこの問題を考へなければならぬわけでありまして、どういふように整備するかということが主体になるわけでございますから、そこらの点について、私は二四%なんといつたつて、おそろくこれは実質的には市町村の意欲に比べれば一〇%くらいではない

かというくらいに思ふわけでありまして、私どももう少し将来についての安定的な、しかも実際に役立つ財源ということできらにひとつ考へてみていただきたいと思ふわけでありまして、その点についてもう一回ちょっと……

○松島政府委員 御指摘の点につきましては、私ども今後とも努力をしまひたいと思つております。

○大石(八)委員 最後に国鉄納付金のことでもちよつとお伺いしたいわけですが、国鉄納付金問題が予算編成の過程でいろいろ話題になつたことは私どもも承知してゐるわけでありまして、国鉄納付金の制度というものは、その他の公社五現業、国有林その他、そういうものとの関連において当然一つの市町村に納付をしていただかなければならぬ問題だと私も思つてゐます。個々の中のものについて、これは一体対象であるかないかというやうなことに對しては別といたしまして、税制それ自体とすれば実は存続するべきものだと思つておるわけでありまして、ただその後、国鉄納付金の問題が予算編成の最後の段階まで話題になつてきたやうであります。最終の閣議がその後の閣議が知りませんけれども、国鉄納付金制度についてさらに検討するかどうか、そこらのことはことばも記憶がさだかではありせんけれども、国鉄納付金について国鉄財政との関係においてさらに検討するといふやうな意味の話し合いがされたやうに新聞等で私は記憶があるわけでありまして、簡単にいへば、われわれは国鉄の事情もわかってますが、それは納付金を廃止することによつて問題を解決するのではなくて、国の財政投融資といふものがもっと積極的にされて解決するべき方向のものだと思ひますけれども、それらの点について、閣議で国鉄納付金をひとつ再検討していつてみようといふやうな感じの新聞記事がありましたので、詳細はどうなつておるのか、少しお伺いをいたしたいと思ふわけでありまして、

○松島政府委員 閣議で国鉄納付金の問題についてさらに検討をしまひたいといふやうなお話

があつたといふことを私どもも聞いております。ただ、それが閣議という場でお話があつたのか、あるいは運輸大臣から自治大臣に特別にお話があつたのか、私どもその辺の詳細は存じておりませんけれども、ともかく国鉄とお話し合いをしてもらいたいといふことを私は大臣から承つております。そこで私どもも国鉄当局といふいろいろお話し合いをいたしております。しかし、このお話し合いをするといふことは、私ども仕事をやりまふ者としては、いろいろ話をしたいといふのを聞く必要はないといふことを申し上げるべきものではございせんので、お話をいたしておりますけれども、そのことが国鉄納付金を廃止するとかあるいはどうするとかといふ問題を直接含むものであるとは私ども必ずしも考へておりません。

○大石(八)委員 何だかどういふ話をするのか中身がそれではわからなくなつてしまふすけれども、中身のことに對して、専門的に皆さんが検討されることは検討していただいていいと思ふのです。いまのものは、私は実務もわかりませんし、詳細なことはわかりせんから、中身がどうであるかといふことについてはさらに検討するところもあるのかも知れませんが、廃止が廃止でないかといふ問題について見れば、それだけが廃止されないといふことは考へられないことだと私は思ふ。内容的な検討等あらうと思ふ。しかし逆に、今度の経費を考へてみると、私はかなり財政当局、大蔵省の感じ方といふものがこういふやうな問題になつてきた一つの要素でもあるといふやうに観測をするわけでありまして、したがつて問題は、われわれの考へ方ではいへば、国鉄と共同して、問題の解決の方向はさういふところではなくて、もつと別の方向に考へらるべきものだといふやうに思つておるわけでありまして、それらの点について、もう一度自治省の気持ちを聞かしてもらいたいと思ひます。

○松島政府委員 私ども、国鉄財政の問題につきましては、御指摘のやうに国と国鉄との間においてまず解決するべき問題であるといふやうに考へ

ております。

○大石(八)委員 以上で私の質問を終わります。ただ、全体を通していろいろと問題点があります。とにかく前進をするというところにさらに意欲的に取組んでいただくことを心から実は期待をしますし、熱願をしますから、どうぞひとつ自治省当局もしっかりとやっていただきたいと思います。最後に政務次官の御決意のほどを伺っております。

○細田政府委員 私、予算分科のほうへ参っております。途中からおくれてまいりました。たいへん失礼をいたしました。したがって、初めのほうは御意見を拝聴する機会がなかったわけでございますが、特に市町村税の強化という点につきましては、先ほど税務局長からも申し上げましたが、私もとしまして、今後より真剣にこれについては取り組まなければならぬ、かように存じております。また自動車取得税が市町村の分につきまして事業計画に比して率が非常に低い、これは私も大いに考えていかなければならぬ問題であります。何しろこれまで、四十二年度は二十五億といったような間に合わせのなものでございまして、今年度初めてこういう特定の財源を付与するわけでございます。しかしこれにとどまればならないと思います。また今後は、特に市町村道の問題がいままでよりはより大きな問題になろうかと思ひます。この点につきましても、先ほど局長がお答えいたしました、十分考えていかなければならぬと思っております。

なお国鉄納付金のことについてお話がございましたが、これも税務局長がお答えいたしましたとおり、国鉄財政の問題は国鉄財政、しかも、一般会計との問題あるいは財政投融資との問題という面で解決せらるべきが本筋であると私もはたかく考えておるのでございます。先ほど局長がお答えしましたが、運輸大臣からお話がございましたのは、私の承知しております限りでは、閣議の席ではございません。閣議の前かあとに、大臣に、この問題についてはとにかく両省と申しますか、

運輸省対自治省で話をしてみてくれぬかという話があったということをお大臣から承っております。でございます。私自身が実はこの制度創設の際に国有鉄道の監督官をいたしておいた者でございます。この制度につきましても廃止するということも適当でないとは私は考えております。たいへんお答えにならぬようなことでございしますが、お説のようには決意を新たにしまして、税制全般についてやってみようか、かように思っております次第であります。

○吉川委員 山本弥之助君。

○山本弥之助委員 ただいま大石委員からすてにお尋ねになっておいた問題であります。本年度予算編成におきまして、政府は財政硬直化という口実のもとに、当然国民負担の軽減をすべきであります。にもかかわらず、減税ゼロという予算編成をしたわけでありまして、しかも減税ゼロではなくて、むしろ物価の上昇というふうなことを考えますと、増税に相なっておりますわけでありまして。しかも大蔵大臣は、税負担を国、地方を通じて減税をするというふうな発言によりまして、負担の軽減を、地方財政にとり市町村財政にしわ寄せをしておるという印象を受けるわけでありまして。この点につきましても自治省では十分御承知のことだと思ひますが、地方財政は、従来から公共団体の質量ともに行政需要が上昇いたしました。この財源措置をどうするかという点について非常に悩んでまいりました。地方財政の現状で推移をいたしておるわけでありまして。今回の地方税法の改正によりまして、国民負担の軽減という意味におきましての減税は当然でございますけれども、地方財政のみにしわ寄せをするような、いわば減収補てんがなされていらないというふうな状況のもとに行なわれたということにつきましても、自治省ではどういふふうにお考えになっておりますか、お聞きしたいと思ひます。

○松島政府委員 先ほど大石先生の御質問にもお答えを申し上げましたように、私もといたしましては、今回の減税が相当大幅なものであります。ことから、地方財政、特に市町村財政に及ぼす影響も大きいことを考えまして、何とか減収の補てん措置を講じたいというので努力をしてみたい。しかし、御案内のような国の財政の状況下におきまして、それについて特別の減収補てんを求めるといふことがきわめて困難な状態でございます。そこで、減収補てんがなければ住民税の減税をやらないのか、あるいは減収補てんがなくてもやるのかという、いわば二者択一に立ったわけでありまして、私も従来経緯から申しまして、また来年度の地方財政に関する限り税収入の増収もかなり期待できることから、この際は減収補てんなしでも住民税の減税は実施すべきであるという結論に達したわけでございます。御指摘のとおり地方財政がきわめてまだ困難な中に、減収補てんなしで減税を実施いたしますことはいろいろ問題のあることは私も承知をしております。この際はやはり減税を優先すべきであるという考え方に立つて行なつたものでございします。

○山本弥之助委員 自治省におかれては、昨年の大蔵省の予算編成時期におきまして、「最近の地方財政の状況について」というふうなものを十月五日に発表いたしました。その要綱によりますと、減収補てんにつきましても相当強く要求をされておる。四十三年度多少の増収ということがあつても、これは現象の一端である。地方財政の収支は借金によつて従来まかなつてきたんだ。しかも一方では行政需要が非常に増高している。当然住民のためにしなければならぬ行政需要も、これを削減せざるを得ないんだというふうなことで臨んでおるわけでありまして、私は、財政の好転は、自治省側もお認めになっておられるように、これは一時的な現象であつて、予算編成時期においての折衝ではなくて、当然この減収補てんという点について強く主張すべきであつたのではないかと、かように思ひますが、政務次官どうお考えになりますか。

○細田政府委員 先ほどの御質疑とも関連をいたしましてお答え申し上げたいと思ひますが、今度の国、地方を通ずる予算の中で、市町村財政にしわ寄せをしておるのではないかと、たとえば四百五十億というふうなものを国に貸せるとか、あるいは住民税の減税の補てんがないとかいふようなことの御指摘だと存じます。私もといたしましては、地方財政が決して楽になつて好転をしていゝというふうには、好転はいたしてゐるかもしれないが、しかし赤字は膨大なものを、借金をまだかかえているわけでございますので、決して楽な状況になつてゐるというふうな認識はいたしております。ただ国の財政との関係におきまして、非常に長い時間折衝をいたしました結果がこのような状況になつた。この結果に対する御批判は私も受けなければならぬと思ひます。でございますが、しかしわれわれの気持ちとしては、住民税の減税に對しても補てんの措置を最初第一段階では強く要求いたしましたわけでございますが、残念ながら国の予算との関係、国、地方を通ずる予算の編成というふうな過程において認められなかつた、こういう実情でございます。たいへんその点は遺憾に存じておりますし、今後地方財政がどうなるかという点につきましても、景氣抑制をいたしております。私は先を非常に樂觀的に見ていかどうかという点につきましても、むしろ非常にそういう点は警戒すべきではないかと、ただいまのおこぼれにもございしましたが、そういうふうにお考えしておりますので、今後の問題といたしましては、私もやはりほんとうに健全な地方財政の確立を目ざして努力しなければならぬというふうにお考えしております。

○山本(弥)委員 私は国の財政における財政硬直化という問題、これは税収の伸びが乏しいという意味の財政硬直化ということでございますが、国税の税収の内容につきましても全然考慮をしていない。いわば現行の税制を守りながら減税を行ない、一方で酒税あるいはたばこの値上げを行なつて、消費税でこれを補う。国の場合は、私もこの考えでは、法人税に一例をとりますと、当然い

またでの租税特別措置法の改正、利子配当の分離課税の廃止等一連の措置をとることによって税収の確保をはかることができる、地方税の減税におきましては、ほとんどそういうふうな操作によつての減収の補てんをすることができない、こういう事態にあるわけでありまして、地方税と国税との関連におきましての自治省の立場はきわめて私は重要だと思つております。しかも四十三年度の税制改正に関する答申等も「地方財源の確保に適切な考慮を払いつつ住民税の課税最低限の引上げ」をあげている。国税の場合にはほとんど答申どおりなんです。しかも重要な「地方財源の確保に適切な考慮を払いつつ住民税の課税最低限の引上げ等」を考へるということについては、この重要なことについて、自治省が大蔵省の折衝におきまして、地方公共団体の過去における財政問題の根本的解決を等閑に付してきた責めばかりではなく、当然十分折衝すべき問題についても、この答申の肝心なところを主張なさるぬということに

つきましては、私も地方公共団体の側に立ちまして非常に不満を感じるわけです。もう一度政務次官のお考えを伺いたい。

○松島政府委員 税制調査会の答申に、地方財源の確保をはかりつつということばがございますことは御指摘のとおりでございます。私もこれはこのことばは、その当時起こつておりましたいろいろな地方財政に対する問題、たとえばよくいわれます出世払いの問題でございますとかあるいは道路財源充実の問題でございますとか、そういう問題が前提にいたしまして地方財源の確保をはかりながら減税をやるべきだという御趣旨であるというふうな考へておられるのでございます。私も、減税補てんの問題はもちろんのこと、その他の面におきましては、答申に掲げられておりますような地方財源の確保をはかるということについては努力をしてきたつもりでございますが、御指摘のとおり、減税補てんの問題につきましては、先ほども申し上げましたように、国、地方全体を通ずる今日の財政事情のもとにおいて補てんがでな

かつたということとは、まことに遺憾に存するものでございます。

○山本(弥)委員 地方財政の問題につきまして、こういうふうな地方財政についての、また地方税制についての基本的な問題の答申を——国の財政の高度成長に伴うひずみからくる、あるいは政策自体の破綻からくる問題を地方財政にしわ寄せをさせる、しかもそれらにつきまして十分配慮をしないというふうなことにございまして、今後十分御努力をお願いしたいと思つております。地方制度調査会等におきましては、従来、地方公共団体の財政問題につきましては、根本的に行政事務の配分ということとのかね合ひにおいて財政問題も考へていくというふうなことを答申に相なつておるわけでありまして、これらにつきまして自治省としてどの程度の熱意を持つて取組んでこられたのか、お聞かせ願ひたいと思つております。

○細田政府委員 実はもう御承知のように、国の行政機構の改革、行政機構の簡素化という問題は、現内閣としましては大きく取り上げているわけでございます。地方もこれに準じて行政機構の簡素化、改革をやれ、こういうことになっているわけでございますが、特に私どものほうの赤澤大臣も私も強く考へておりますことは、ただ人を減らせ、課を減らせと申しまして、これはなかなか地方はそう簡単にまいらない問題がたぐさあると思つております。そこで、地方制度調査会の御意向にもございまして、ような点を私どもとしましては、もと根本的な問題として取り上げまして、いま法律なり政令なり国の施策によつて地方にいろいろな仕事がいってやらされておるわけでございますが、こういう問題について一べん総点検と申しますか、洗い直そう、そして関係の各省に對しまして、いま地方で仕事をしておるまうようなものについて、これについてはもうおやめいただいたらうだらうか、やり方をお変えいただいたらうだらうか、こういうことを全部実は洗いざらいさらひまして、各省に私どものほうから申し入れをしたと思つております。その作業を実は近く

まとめ上げる段階までまいつておりまして、行政局を中心いろいろなやらせておるわけでございます。実はまだ中身を申し上げるまでに至つておりませんけれども、そういうわけでございまして、私どもはもういった本格的な取り組みにおける行政機構改革、行政の簡素化、こういうものをやつてまいりたい。大臣も特に力を入れてこの問題と取り組んでおるわけでございます。近くそういう問題について当委員会にも申し上げることができるようになるのじやなからうか、かように考へておる次第でございます。

○山本(弥)委員 ただいま政務次官のお答えになりました点、われわれ同感でございますが、今日、国の行政簡素化あるいは行政事務の合理化とかいうことが強調されますと、それと符節を合わせたように、地方公共団体の行政の簡素化あるいは行政の合理化というようなことが叫ばれておるわけでございます。私どもの申し上げたいのは、これはすでに地方制度調査会の答申にもございまして、今日の国、地方の事務配分については、市町村を優先して、できるだけ市町村のなし得る事務は市町村におろして、さらに地域的な広域的な行政は府県、国は極力地方自治体のなし得ない行政に關与するということを徹底的にやるべきだということが答申がなされておるわけでございます。ただいまの行政簡素化にいたしましては、国と相協力することは当然でございますけれども、国の行政簡素化は、ある意味におきましては末端市町村の行政事務の増高充実というようにことに關連をするわけでありまして、私は、一省庁一局削減等の問題も、いかに行政事務を地方公共団体との關連においてここに配分するかという観点において考へすべき問題であり、そのことによつて地方公共団体の事務をさらにどう充実するか、それに対する財源をどう考へてやるかということと解決をしなければならぬ、かように考へておるわけでありまして、地方公共団体の自主財源の税制面については、地方公共団体に對して不信の念を持ち国の財政を優先的に考へる大蔵省と

の折衝においては、自治省はそういう面におきましても常に十分配慮すべきであると思つておりますが、いかがでありましょうか。

○細田政府委員 国の行政機構簡素化によつて地方がむしろ仕事がふえるのじやないか、そういうものもあると思つております。私が先ほど申し上げましたのは、国からの仕事をやらせておるそのもとをやめることによってやはり減る、こういう両方の面があるかと思つております。地方がやるのが適當であるものは地方にやらせる、これはもう御趣旨のとおり、そういう考へ方で進めていかなければならぬと思つております。そういうふうな要案、減る要案等がございまして、そういう点について実情に即した地方の行政機構を確立し、またその財源は当然われわれとして十分な配慮をいたさなければならぬ、かように考へておる次第でございます。御趣旨のとおりかと私も思つております。またそういう方向で私も考へていかなければならぬと思つております。

○山本(弥)委員 戦後の国と地方との実際の歳出規模は、国一に對しまして地方が二であるわけでありまして、税源の配分は、国が七、地方が三といふことになっておるわけでありまして、いわば自主財源を地方公共団体にどう確保させるかという問題になるわけでございますが、この自主財源の確保を国との關連において今後どう対処していかれるか、お聞かせ願ひたいと思つております。

○松島政府委員 御指摘のとおり、税として直接国民に負担していただいておりますものは、地方団体の場合は、国と地方を通ずる税負担のうちの約三割でございますけれども、地方団体が直接支出をしております経費の段階では、地方団体のほうと国の場合が反對になつておるというふうな状態でございまして、そこに明らかに、支出する経費と徴収される税とのアンバランスがあるわけでございます。もちろん地方団体が全部税でもってまかなうということにつきましては、財源の経済発展の不均衡というふうな問題もございまして、地方交付税等によつて調整していかねばなら

ない面もございますけれども、しかし何と申しましてもこのように財源の配分が片寄っておりますことは不適当なことではございまして、私どもはかねてからこの是正について努力をしてきたつもりでございます。さきばり是正されてないじゃないか」と呼ぶ者あり。結局その方法として考えられますものは、国が地方団体にしております経費のうち、いわゆる国庫補助金というような形で出しておりますものをできるだけ整理をして、それにかわるべき財源として、地方団体が税を直接徴収するというようないわゆる税源の移譲をしていかなければならないわけでございまして、この点につきましては、いま、さきばり前進してないというお話もございましたが、私どもも努力しているつもりではございまして、全く前進のあとがないことに、実は内心焦慮をいたしておるものでございまして、できるだけそういうことを解決すべく今後とも努力を続けていきたい、かように考えております。

○山本(弥)委員 その点、まことに心もとない御答弁のようでありますが、ぜひ真剣に取り組んでいただきたい。予算折衝の過程における当面の国の税制と地方公共団体の税制をどう対処してどういうふうにするかというような目の前の問題ではなくて、そういう基本的な問題に真剣に取り組んでいただきたい。交付税の配分をどうするかというやうな、地方公共団体がお百度を踏むやうな今日の地方自治体の実態ではなくて、すでに二十年あまり経過いたしております今日の自治体はほんとうに地方自治の姿をとり得るためには、そういう当面の問題のみではなくて、地方制度調査会あるいは地方税制調査会等におきまして、積極的に自治省がそういう方向に向かっての立案、計画をせられて提案願うというふうにお願いをいたしたいと思ひます。

○細田政府委員 地方税制の二十年あまりの状況をずつと振り返ってみますと、まあ貧乏ひまなしといひましようか何といひましようか、応急的な対策だけに終始しておったやうな感じがしないわけ

ではございせん。おっしゃいますやうな事務の配分の問題、それから税源の配分の問題、本格的に取り組まなければならぬやうな時期に参つておると私どもも考えております。今後そういう点につきまして一そう、省をあげて勉強をいたしたいと思ひておりますので、御支援をお願いいたします。

○山本(弥)委員 先ほど大石委員も触れられたのでありますが、地方自治体の当面の問題は、過疎、過密の問題であります。地方自治体がすべて、府県あるいは市町村を通じて、自治体としてのシビルミニマムを確保できるかどうかという重要な問題に私は当面しては思ひます。これらの問題につきましてもいろいろ金融の面だとかあるいはその他の補助金、負担金の問題でいろいろ講ぜられておるやうであります。私は税制の面におきましても、この問題の根本的な解決を促進しなければならぬ、かように考えておるわけでありまして、自治省当局は、税制の面で、過疎、過密の問題にどう取り組んでいくかという今後の方針をお聞かせ願ひたいと思ひます。先ほどお聞きいたしましたけれども、十分了解できないやうな御答弁でございました。重ねてお聞きいたしたいと思ひます。

○松島政府委員 先ほどお話がございましたが、やはり今後市町村税制を考えてまいります場合に、市町村を全く同じやうな概念でくくつて考へていくことは困難になつてきておるやうに、私どもは感じております。

まず過密地帯といわれましますところ、人口の急増しておりますところは、財政需要も年々増高しておりますし、また、それがきわめて流動的であるという点を考えてまいりますと、そこに考えらるべき税制というものは、現在のような静態的な税制でなくて、もっとやう動いていく事態に即応し得るやうな税制でなくちゃならぬのではないだらうかというふうな考へておるのでございまい。具体的にそれでは税種としてどういふものがそれに当たるのかということになりますと、やは

り法人企業に對します税でありますとか、あるいは消費生活等に對します税でありますとかといふやうなものも考へていかなきゃならぬのではなからうかという感じを持っております。

それから過疎地帯に對しまして、人口がどんどん減つていくやうなところでは、先ほども申し上げましたやうに、どういふ税制を考えましても、なかなか税収でも十分まかなつていくといふことはできない状態ではございまして、私どもも昨年に調べました二、三の過疎地帯の市町村をとつてみましても、三十五年から四十年までの五年間に税収入が百分之十しかふえないといふところもございまして、そういうやうなところにつきましても、今回提案をいたしておりますやうな住民税の減税等をいたしますと、減ることはあつてもふえることはないといふ状態ではございまして、そうかといふて、新しい税金を考へたからといふて、そういうところに税がふえていくことも期待できないわけではございまして、したがひまして、そういう市町村については税制として考へるか、あるいはむしろ交付税制度の運用という面で考へるか、そのところの考へ方をこれから区分けして問題を考へていかなければならぬのじゃないかといふやうなことを考へていくわけではございまい。具体的にはそれではさらに突っ込んでどうするかという問題については、いまだ結論を持つてはおきませんけれども、考へ方としてはそういうやうな方向で考へていくべきではなからうかといふように思つております。

○山本(弥)委員 過去におきましてもさうであつたと思ひますが、私、昨年の本会議におきまして、佐藤総理から直接過疎、過密の問題が重要な問題である、これに對して積極的に早急に対処するんだという発言があり、赤澤大臣の所信表明の中にも、過疎、過密の問題に積極的に取り組んでいくという発言があるわけでありまして、姿勢はなかなか積極的に取り組むというお話であります。事務的には税務局長もまだ具体的に考へていないといふやうな状況は非常に私心細く感

ずるわけでありまして、少なくともこれらの問題につきましても暫定的にも早急に取り組むべきである、成案を得べきではないか、かように考へております。お話しのとおり、私は今日の過密都市の問題は、自主財源を暫定的に確保してやる、過疎地帯の大きな問題は、今日出かせぎ等によつて都市に流出する、残された過重な労働力が老人あるいは婦女子にかつております。そのために大きく問題になつておりますのは、医療保障の問題から出てまいります国民健康保険税の問題であります。私は、大都市における財源の付与、過疎地帯における国民健康保険税の解決、これに早急に取組むべきではないか、かように考へております。いかがでございましょうか。

○松島政府委員 御指摘のとおり、過疎地帯におきましては人口の老齡化あるいは婦女子が多いといふやうな状況になつてきております。そこに国民健康保険税の問題は、非常に重い負担であるといふ声は非常に高いわけではございまして。また国民健康保険税は、年々医療費の増高とともに負担が重くなつてきていふことも事実でございまして。そこで私どもとしましては、国民健康保険税につきましても、一定の所得の方以下の方にはできるだけ減税をしていくやうな方向で努力をしてきておきまして、毎年若干ずつの減税幅の引き上げをしてきておるわけではございまして。この点につきましても、今回の住民税の改正の問題とも相まちまして、さらに厚生省とも連絡をとり、努力をいたしてまいりたいと思つております。

それから過密地帯の問題につきましても、昨日来いろいろ御指摘のございまして、何と申しましても大都市に對して自主財源である税源をいかにして与えるかということが重要な問題でございまして。これは御指摘のとおり私どもは当面努力していかねばならぬ最大の目標であるといふやうに考へております。

もう一つ、東京とか大阪とか大都市の周辺に急激に人口が集まつてきていふ都市がございまして。そういうところの税制というものはまた考へて

るわけでありまして、少なくともこれらの問題につきましても暫定的にも早急に取り組むべきである、成案を得べきではないか、かように考へております。お話しのとおり、私は今日の過密都市の問題は、自主財源を暫定的に確保してやる、過疎地帯の大きな問題は、今日出かせぎ等によつて都市に流出する、残された過重な労働力が老人あるいは婦女子にかつております。そのために大きく問題になつておりますのは、医療保障の問題から出てまいります国民健康保険税の問題であります。私は、大都市における財源の付与、過疎地帯における国民健康保険税の解決、これに早急に取組むべきではないか、かように考へております。いかがでございましょうか。



るのが本筋であるというふうに考えております。

○山本(弥)委員 自治省からいただきました資料を見ましても、今日六大都市とその六大都市所在の府県との財政を見ますと、歳入中に占める割合を見ましても、東京を別といたしまして、神奈川県では歳入中に自主財源の占めておる割合が五四％、横浜市が四五％、愛知県は五五％であるけれども名古屋市は四九％、京都府は四六％に対して京都市は四二％、大阪は五五％に四二％、兵庫以下もそのとおりであります。こういうふうな六大都市の自主財源の歳入に占める割合がその府県よりも少ない。あるいは交付税を見ましても、東京、神奈川県、愛知、大阪は交付税を交付をされてない。しかし私も意外に感じますのは、横浜市、名古屋、京都、大阪というのは交付税がだんだんふえる傾向になっておりますし、起債にいたしましては、六大都市のほうが府県よりも起債の占める比率が高い、こういう実態になっておるわけでありまして、市町村、府県との関係におきましては、ある程度府県は交付税を中心に、あるいは市町村は自主財源を中心というたてまえが地方公共団体の市町村、府県のあるべき姿である。府県、市町村ともに地方自治体としての自主財源の確保ということは私も念願するところでありまして、このたてまえがこういうふうに変わってまいりまして、六大都市が交付税によってその財政を維持していくということがいかに税体系におきまして矛盾をし、今後矛盾を増大していくか、こういうような趨勢が考えられますので、早急にこれに対処しなければならぬ、かように私もは考えるわけでありまして、したがって、住民税の法人税割等も、この際六大都市の自主財源を臨時特例的に措置するといふたてまえで配慮しなければならぬのじゃないか。それでなければ過密問題は解決しない、こういうふうには考えますが、いかがでございますでしょうか。

○松島政府委員 御指摘の問題でございますが、六大都市だけ法人税割りをふやすということにな

りますと、そのふやし方をどういう形でやるのかという問題をあわせて考えなければならぬと思ひます。六大都市の分だけプラスアルファで、すなわち法人の負担においてふやすのかどうかという問題が第一番目に考えられると思ひます。プラスアルファで法人分を六大都市についてふやすということになりますと、ふやす側の地方公共団体としてはそれで財源が得られるわけでございますけれども、負担する側の法人としては、なぜ六大都市だけに重い負担をしなければならぬのか、という点が裏づけられなければならないと思ひます。そういうことになりまして、法人に対する負担というものはそもそものかあるべきかという問題とあわせて検討をしていかなければならない問題であろうと思ひます。また、次の考え方として、府県の法人税割りを市に移すというふうなことも考えられるわけでございますけれども、その場合に六大都市だけでいいのか、あるいはそれをも法人税割りの配分を県、市町村全体を通じて変えるのかというふうな問題も考えなければならぬと思ひます。そういう問題として考えます場合には、府県、市町村の間の財源配分のあり方自体として全体を検討してみなければならぬ問題になるわけでありまして、私もそういう点はいろいろ検討はいたしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まだ結論は出ていないという段階でございます。

○山本(弥)委員 私は、いろいろ問題を根本的に解決するといふ税制上のことを考えますと、当面の六大都市の過密問題の対策というものは立たないといふふうな感じがいたします。さらに、これも自治省の資料でございますが、超過負担の問題もあとでお聞きしたいと思うのであります。私は、六大都市における中小企業の課税につきまして、いわば法人税割りにいたしまして、超過の負担をするということは中小企業対策として懸念されるのではないかとこの考え方を持っております。おたわけでございますが、現実におたわけの資料の四三ページでございますが、都道府県の超過

課税というものはどこにもございせん。しかし市町村の超過課税の状況は、所得割りにおきまして、人口五万以上五万未満の市におきましては三一％、人口五万未満の市は五八・四％というふうな超過税率を適用しております。これは市民税の所得割りでございまして、法人税になりますと、これは五十万以上の市はほとんどどこか知りませんけれども、二市超過税率を適用いたしておるわけでありまして、これはおそらく六大都市以外の五十万以上の都市だらうと思ひます。

人口五十万以上五十万未満の市になりますと、標準税率を適用しておる市は四二・六％、超過税率を適用しておる市は五七・四％、人口五万のいわば中小企業の町、これは八五・八％という大半が法人税割りの超過税率を適用しておるわけでありまして、町村におきましても、零細企業といわれるところにおきましても、四四・六％が超過税率を適用しておる。これらの実態を見ますと、今日人口集中の集積の利益を享受しておる大都市における法人税割り、これにつきまして、腰だめの超過税率あるいは標準税率の改正を行ないまして自主財源を確保し、それらの大都市に回る交付税を過疎地帯に傾斜的に配分するという配慮が好ましいのではないかと。(細谷委員)それが本質だと呼ぶ。細谷委員の言われるように交付税の本質であり、しかも大都市の過密問題を早急に解決する有力な財源になる。すでに今日、高度成長の影響を受けない中小企業をかかえておる中小都市におきましては、それらに超過税率を適用することによって市町村税を維持しておるというのが実態であるわけでありまして、私は早急に、むしろそれらの地域よりも集積の利益を享受しておる大都市において超過税率を適用する、あるいは暫定的に標準税率の改定を行なうといふことはきわめて緊要であり、必要なことであるといふふうに考えますが、いかがでございますか。

○松島政府委員 資料につきましては御指摘のとおりでございます。超過税率を中小都市において適用しておる。それではなぜ、大都市においても

超過税率を定めることができるのに、大都市においては超過税率を取っていないのか、こういう問題も考えられるわけでございます。大都市において超過税率を地方団体が定めることができないといふたてまえにはなっておりますので、大都市においても、財政事情が超過税率を必要とするならば超過税率を定めることもできるわけでありまして、したがって、そういう観点から申しますと、いまこの標準税率を全体として上げるのはいいかどうかという点については、なお検討の余地があるのではないかとこのように考えます。

○山本(弥)委員 自治省はよく市町村の行政に対しましては、大都市における再建整備をいたしますのに、再建に対しましては非常に強い指導をなさるわけでありまして、いわば地方自治体が自主性をそこのような御指導をなさるわけでありまして、大都市の積極的な指導については、なぜこういう超過税率をどんどんやれ、場合によっては標準税率を上げてやるぞ、そのことによって今日最も重要な問題になっておる過密対策をなせ積極的に前向きな方向で解決をなさる御指導をなさらないのですか。政務次官にお聞きしたいと思ひます。どういふ方針でお臨みになるか。

○細田政府委員 先ほど六大都市とそれぞれの所在する県との比較についてお話がございました。私も承知しておるところでございます。起債等も非常に六大都市は多いわけでございます。これは申し上げるまでもなく、人口の急激な増加に伴って財政の需要が急激にふくらんでまいり、これに対処しておる姿が今日こういう形になっておると思ひます。したがって、過密対策としての必要から申しますと、おっしゃるとおりであると私も思っております。なぜこれができないのかというところは、私もはもとより下げて考えなければならぬと思ひます。これらの点につきましては、ただいま税務局長も申し上げましたが、われわれとしましては真剣に取り組んでまいらなければならぬ問題である、いろいろな角度

から十分貴重な御意見でございますので、検討してまいらなければならぬ、かように思っております次第でございます。

○山本(弥)委員 私どもは過密、過疎の問題は、過密対策に迫られて過疎問題がお留守になるという不安を感じております。したがって、いま政務次官から、積極的におやりになるという御意見が出ましたが、そのお約束どおり積極的にこの問題を早急に解決づけるといふ御努力をお願いしたいと思います。

時間の関係もございまして、後刻に延ばすことにいたしました。一言この機会に、私どもは府県税を市町村に委譲せよという意味ではなくて、両方の団体が健全なることを念願するものであります。今日の府県民税の百五十万を限度として二%・四%という課税方式、これらについて、市町村の住民税よりも段階を少なくすることはいいといたしまして、多少ゆるやかな累進課税ということをお考えになっておられるかどうかということが一点。

もう一点、今日府県の住民税にいたしまして、市町村の住民税にいたしまして、均等割りを課しておられるわけですが、この均等割りを課する必要があるのかどうか。これを全廃すべきではないかというふうには私は考えますが、この二点につきまして御答弁いただきまして、残りの質問は後刻にしたいと思っております。

○松島政府委員 県民税について累進性をもっと強めてはどうかというお尋ねでございますが、私ども、住民税のあり方について税制調査会等でもいろいろ御検討をいたしておりますが、住民税は所得税と性格が違ふのだから、むしろ現在の市町村民税の累進性を緩和すべきであるという御意見がございました。いわば住民税というものは所得税のように所得再分配ということを強くその機能のうちに持つという性質のものでないのか、累進性をもっと緩和したらどうかという御意見があるわけでありまして、しかし住民税、市町村民税の

累進性の緩和につきましては、市町村の税収に与える影響というものもございまして、なかなかそれに踏み切れないような状態でございます。ただいま御提案の問題はむしろ逆に、県民税の累進性を高める、こういうお話でございますけれども、いま申し上げましたように、住民税全体について累進性を低めるべきであるという意見もあるところでございますので、この問題については、いままうこの方向をとることは困難であるといふふうに考えます。

なお、均等割りを廃止してはどうかというお尋ねでございますが、課税最低限を今回十万円程度給与所得者について引き上げることになりまして、現在の市町村の住民税の課税所得を、非常に荒い分け方ではございますが、町村と都市、大都市、こういうふうに分けてみますと、一人当たり平均の課税所得が昭和四十年で、若干資料は古いのでございますけれども、市町村は十三万円程度でございます。それから都市が三十五万円程度で、大都市が四十五万円程度でございます。したがって、課税最低限を一律に引き上げますと、その与える影響というものは町村に一番大きく響いてくることになるわけでございます。そういう点から申しますと、今後課税最低限をさらに引き上げるべきであると私も考えておりますけれども、それをやらないといふことは、町村におきまして住民税の納税義務者というものが急激に減少してくるということが予想されるわけでございます。そういう事態において、住民税の均等割りをどう考えていったらいいのかという問題が出てくるわけでございます。やはり住民として幾ばくかの税を負担していただくということが必要だと私は思います。そういう観点からいへば、むしろ住民税の均等割りというものは今後とも存続すべきものではないかというふうに考えております。

○山本(弥)委員 今日、均等割りにつきましては、徴税費の関係におきましても私どもは当然これは廃止すべきである。住民が応益負担をするという觀念はもう均等割りに当たらないということと、これは十分検討をお願いしたいと思います。

それからもう一点恐縮ですが、先ほど大都市に關連いたしまして申し上げた中都市、小都市等における住民税、そのうちには所得割り、法人税割り、また固定資産税、すべて超過税率を適用して、かろうじて市町村の財政をまかなっておる町村が相当数占めておられるわけでございます。これらの超過税率適用についてはどういふふうにご指導せられるか、今後の方針を承りたい。

○松島政府委員 標準税率の定めがございまして、財政上特別の事情がある場合には超過税率というものを取ることもできるというのが現在のたてまえでございます。したがって、私どもとしましては、原則的には標準税率によつて財政がまかなわれるようにしていかなければならないし、また市町村においてもそういうふうな努力をしていかなければならぬと考えております。で、超過税率は、しかしながら自治団体でありますから、ある年に特別な財政需要が起きたというときにはやはりそれをまかなえるような税制上の弾力性が必要であるということと設けられておられるわけでございます。超過税率が慢性化するあるいは固定化するということは、標準税率制度のたてまえからいっても適当でないと考えております。で、私どもは、一方においてはそういうことが起きないような財政対策を講じながら、一方においては税制の面でそういうことのないように指導していきたいというふうに考えております。

○山本(弥)委員 では次の機会にいたします。

○吉川委員長 次回は来たる十九日火曜日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

昭和四十三年三月二十六日印刷

昭和四十三年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局